平成26年5月30日

各　　位

会社名　　山　九　株　式　会　社
代表者名　代表取締役社長　　中村　公一
（コード番号　9065　　東証第１部、福証）
問合せ先　執行役員　総務・法務・広報担当兼
総務・ＣＳＲ部長　　和知　啓彦
℡　03-3536-3939（代表）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年５月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年６月27日開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

（１）社外取締役および社外監査役に適正な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第１項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第29条（社外取締役との責任限定契約）および定款第39条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものです。
なお、第29条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（２）上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成26年６月27日（予定）
定款変更の効力発生日	平成26年６月27日（予定）

以　上

（別紙）

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第20条～第28条　（条文省略）	第20条～第28条　（現行どおり）
（新　設）	（社外取締役との責任限定契約） 第29条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第29条～第37条　（条文省略）	第30条～第38条　（現行どおり）
（新　設）	（社外監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第38条～第44条　（条文省略）	第40条～第46条　（現行どおり）